

○ 室蘭市廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例  
新旧対照表

(令和3年条例第17号)

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正前の室蘭市廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理等に関する条例別表第1の規定による指定されたごみ袋及びごみ処理券(以下「改正前ごみ袋等」という。)はこの条例の施行の日から令和4年6月30日までの間、改正前ごみ袋等のうちごみ袋は令和5年9月20日から令和6年3月31日までの間、<u>改正前ごみ処理券は令和6年1月1日から令和6年3月31日までの間、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例により使用することができる。</u></p> <p>3 令和4年7月1日から<u>令和5年12月31日</u>までの間(改正前ごみ袋等のうちごみ袋にあっては、令和5年9月20日から<u>令和5年12月31日</u>までの間を除く。)に限り、改正前ごみ袋等は、次の各号に掲げる改正前ごみ袋等の区分に応じ、当該各号に定める金額分の差額券を貼付して使用することができる。</p> <p>(1) 40リットル用の指定されたごみ袋 40円 (2) 30リットル用の指定されたごみ袋 30円 (3) 20リットル用の指定されたごみ袋 20円 (4) 10リットル用の指定されたごみ袋 10円 (5) 指定されたごみ処理券 80円</p> <p><u>4 令和6年4月1日以後、改正前ごみ袋等は、この条例による改正後の別表第1の規定による指定されたごみ袋又はごみ処理券として使用することができる。</u></p> <p><u>5 令和6年2月1日から当分の間、市長は、第3項の差額券と改正後の別表第1の規定による指定されたごみ袋を市長が別に定める方法により交換することができる。</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正前の室蘭市廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理等に関する条例別表第1の規定による指定されたごみ袋及びごみ処理券(以下「改正前ごみ袋等」という。)はこの条例の施行の日から令和4年6月30日までの間、改正前ごみ袋等のうちごみ袋は令和5年9月20日から令和6年3月31日までの間、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例により使用することができる。</p> <p>3 令和4年7月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間(改正前ごみ袋等のうちごみ袋にあっては、令和5年9月20日から<u>令和6年3月31日</u>までの間を除く。)に限り、改正前ごみ袋等は、次の各号に掲げる改正前ごみ袋等の区分に応じ、当該各号に定める金額分の差額券を貼付して使用することができる。</p> <p>(1) 40リットル用の指定されたごみ袋 40円 (2) 30リットル用の指定されたごみ袋 30円 (3) 20リットル用の指定されたごみ袋 20円 (4) 10リットル用の指定されたごみ袋 10円 (5) 指定されたごみ処理券 80円</p> <p><u>4 前2項の規定にかかわらず、令和5年9月20日から令和5年11月30日までの間に販売される改正前ごみ袋等のうちごみ袋については、令和5年9月20日から令和6年3月31日までの間に限り、この条例による改正後の別表第1の規定による指定されたごみ袋とみなす。</u></p>